

1. 島根県保健医療計画（松江圏域編）について

基本理念

すべての県民が、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するため、良質かつ適切な保健・医療・福祉サービスの効率的な提供をめざす。

位置づけ

- ①医療法に基づき、全都道府県で策定。
- ②本県では複数の計画を包含し、「島根県保健医療計画」として策定している。
医療法：「医療計画」（従来策定していた「地域医療支援計画」「周産期医療体制整備」を1本化）
医療介護総合確保促進法による医療法改正：「地域医療構想」
医療法及び医師法の一部を改正する法律：「医師確保計画」「外来医療計画」
健康増進法：「健康増進計画（健康長寿しまね）」
次世代育成支援対策推進法：「健やか親子しまね計画」
- ③松江圏域の市、保健・医療・福祉関係団体の合意による計画である。
- ④行政機関における施策推進の指針となる。
- ⑤住民や保健・医療・福祉団体等に対しては、取組を促す役割を持つ。

医療計画の構成

第1章	基本的事項(趣旨、基本理念、目標、位置づけ、期間)
第2章	地域の現状
第3章	医療圏及び基準病床数(医療圏の設定、二次医療圏ごとの基準病床数)
第4章	地域医療構想
第5章	医療提供体制の現状、課題及び施策の方向(5疾病・5事業及び在宅医療の医療連携体制等)
第6章	健康なまちづくりの推進(健康長寿しまね推進計画、健やか親子しまね計画、高齢者の疾病予防・介護予防対策等)
第7章	保健医療従事者の確保及び医療・保健・福祉情報システムの構築
第8章	将来の保健医療提供体制の確保に向けた事業の推進(推進体制と役割・評価、周知と情報公開)

2. 中間見直し項目

1)【第5章第2節 疾病・事業ごとの医療連携体制の現状、課題及び施策の方向】

- ①国の指針に基づき、5疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患)、5事業(救急医療、災害医療、地域医療、周産期医療、小児医療)及び在宅医療の「現状と課題」「施策の方向」を見直します。
- ②医療連携体制の見直しはしませんが、廃止した病院は削除します

2)【第6章第5節 感染症保健・医療対策】【第6章第7節 健康危機管理】

島根県の独自項目とし、新型コロナウイルス感染症について追記します。他の感染症等についての見直しはしません。

3. 中間見直しスケジュール

- ・3月1日～10日 中間見直し案に対する意見集約
- ・3月26日 松江地域保健医療対策会議 松江圏域版 中間見直し素案(案)提示
- ・6月 県医療審議会に素案(全県版・圏域版)を提示
- ・9月 県医療審議会で承認